

## 諸塚村の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

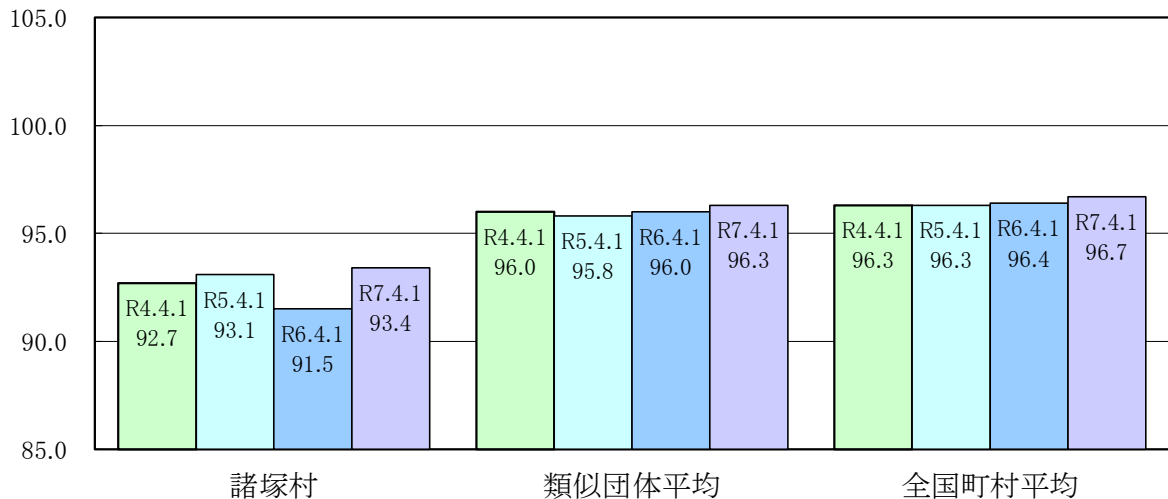
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
6年度	1,410	4,337,394	91,038	535,158	12.3	12.0

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
6年度	57人	千円 189,424	千円 18,968	千円 70,917	千円 279,309	千円 4,900	千円 5,732

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、令和7年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。
- ※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会未設置のため未記入

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	比較 A-B	勧告 (改定率)		
6年度	円	円	円	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給 (期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
6年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給与表の見直し

(改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。(国の7級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

② 地域手当の見直し

なし

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当について、国と同様に見直しを実施 (令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
諸塚村	41.7 歳	302,815 円	332,212 円	328,181 円
宮崎県	42.2 歳	320,500 円	388,111 円	344,893 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	41.3 歳	312,088 円	356,051 円	342,249 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国比較ベース)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
諸塚村	— 歳	0 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
—	— 歳	0 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
宮崎県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円	—	—	—	—
類似団体	49.3 歳	1 人	293,189 円	324,478 円	310,165 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
諸 塚 村	— 円	— 円	*
—	— 円	— 円	*

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。令和4年～令和6年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

### ③教育職(幼稚園教諭)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
諸 塚 村	41.0 歳	297,100 円	326,500 円
宮 崎 県	43.8 歳	367,300 円	408,120 円
類 似 団 体	41.2 歳	297,331 円	323,985 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		諸 塚 村	宮 崎 県	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	220,000 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	188,000 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	185,700 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

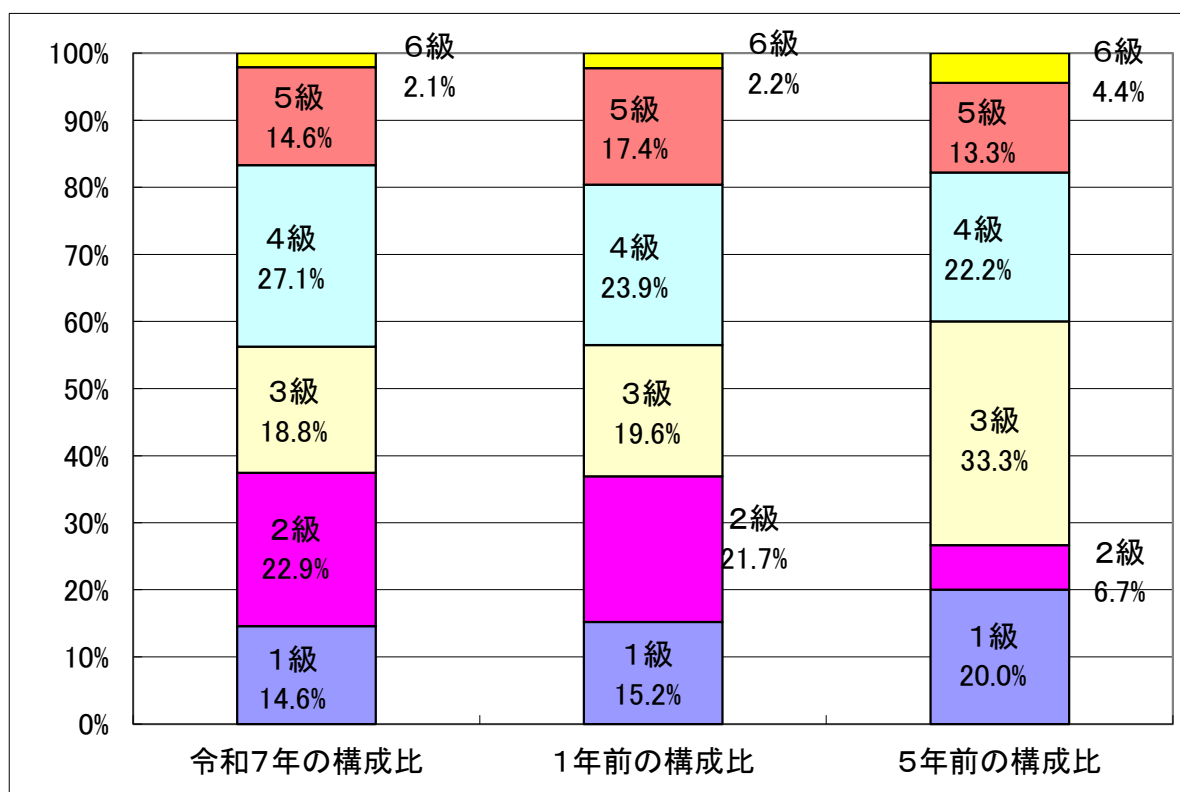
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	247,400 円	— 円	— 円	379,500 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

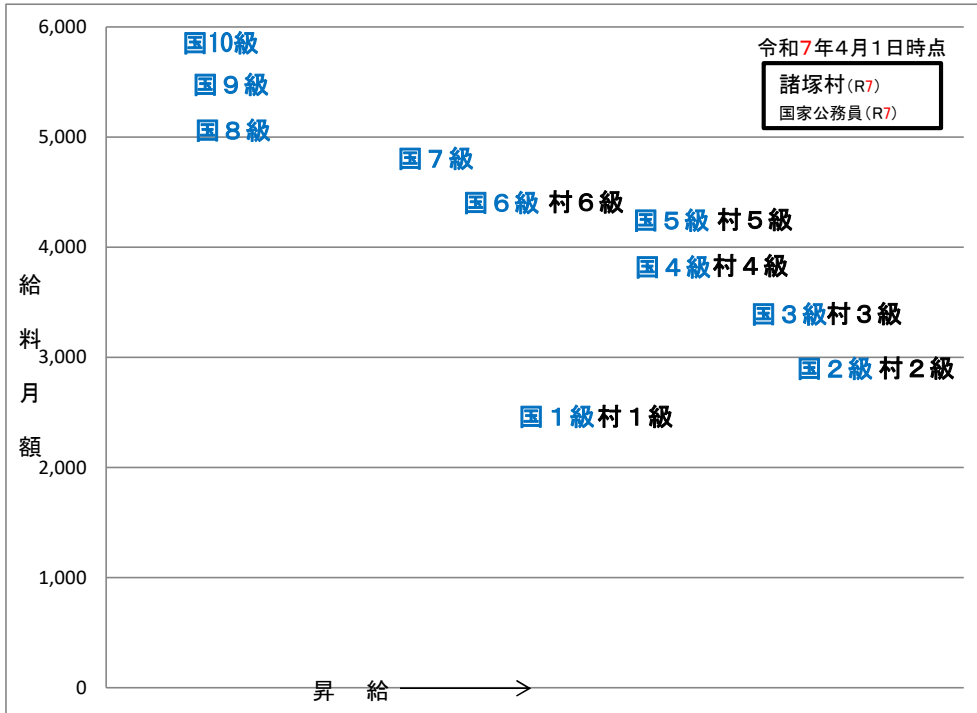
#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給与月額
1級	主事、技師の職務	7人	14.6%	223,200円	236,400円
2級	主任主事、主任技師の職務	11人	22.9%	255,600円	263,900円
3級	主査の職務	9人	18.8%	301,000円	336,800円
4級	課長補佐及び主幹の職務	13人	27.1%	347,900円	375,700円
5級	課長等	7人	14.6%	387,600円	393,900円
6級	村長の指定する課長	1人	2.1%	408,400円	408,400円

- (注) 1 諸塚村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（諸塚村）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

諸 塚 村	宮 崎 県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,489 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,656 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.400 )月分 ( 1.000 )月分  (支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由)	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.40 )月分 ( 1.00 )月分  (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算10～25%  (国を上回る加算措置となっている場合、その理由)	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.400 )月分 ( 1.000 )月分  (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（諸塚村）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

諸 塚 村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7 / 100		調整率	83.7 / 100	
(国を上回る割合としている場合、その理由)					
その他の加算措置 (退職時特別昇給 ) (退職時特別昇給を設けている理由)			その他の加算措置		
自己都合 313 千円 応募認定・定年 19,708 千円			—		
1人当たり平均支給額			—		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

##### (3) 地域手当

なし

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算:一般会計)	385 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算:一般会計)	21,389 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度:一般会計)	31.6 %			
手当の種類(手当数)	3			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する支給単価
伝染病防えき作業に従事する職員の特殊勤務手当	防疫作業等に従事した職員	防疫作業等	0千円	1日50~80円
救急業務に従事する職員の特殊勤務手当	救急車に乗務して救急業務を行う職員	救急業務	385千円	昼2,000円、夜間5,000円 閉庁時昼3,000円
家畜診療に従事する職員の特殊勤務手当	獣医師	獣医師業務	0千円	本俸×10%/月

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算:一般会計)	3,803 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	79 千円
支給実績(令和4年度決算:一般会計)	5,104 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	116 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当 (令和7年4月1日現在)

なし

(7) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算:一般会計)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算:一般会計)
扶養手当	配偶者 6,500円 配偶者以外 子配偶者あり 1人10,000円 子配偶者なし 1人10,000円 子16-22才 1人5,000円 父母等配偶者あり 6,500円	同		6,309 千円	286,773 円
住居手当	家賃を払っている者 ①月額27,000円以下の家賃 家賃額-16,000円 ②月額27,000円から55,000円 家賃額-27,000円×1/2+11,000円 ③月額55,000円超 27,000円	同		2,041 千円	92,773 円
通勤手当	通勤距離片道2km以上の者で、区分に応じ、2,000円-31,600円の間で支給	同		3,697 千円	92,425 円
管理職手当	管理職職員に定額で支給 ・総務課長 35,000円/月 ・6級の課長 30,000円/月 ・5級の課長 25,000円/月 ・看護師長 20,000円/月	異	国と区分と額が相違 国の金額 46,300円~130,300円	2,520 千円	252,000 円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料 報 酬	村 長	704,000	円	(参考) 類似団体における最高/最低額
	副 村 長	567,000	円	846,800 円 / 528,000 円
	議 長	294,000	円	677,700 円 / 481,000 円
	副 議 長	220,000	円	400,000 円 / 203,000 円
	議 員	204,000	円	314,000 円 / 130,000 円
期 末 手 当	村 長	(令和7年度支給割合)		
	副 村 長	3.50	月分	
退 職 手 当	議 長	(令和7年度支給割合)		
	副 議 長	3.50	月分	
備 考	村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 村 長	704,000円×在職月数×0.417	14,091 千円	任期毎
		567,000円×在職月数×0.248	6,750 千円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

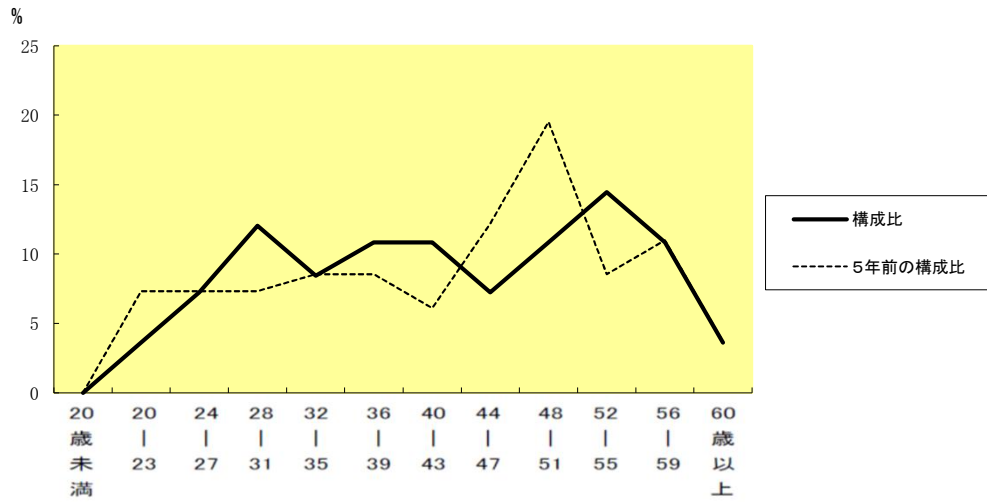
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		令和7年	令和6年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	1	1	0	機構改革に伴う補充 自己都合退職に伴う欠員 自己都合退職に伴う欠員補充 災害復旧事業対応に伴う増員
		総務	15	14	1	
		税務	2	3	-1	
		民生	10	10	0	
		衛生	3	2	1	
		農林水産	11	11	0	
		土木	6	5	1	
計	48	46	2	<参考> 人口10,000人当たり職員数 340.43 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 244.85 人)		
教育部門	9	9	0			
小 計	57	55	2	<参考> 人口10,000人当たり職員数 404.26 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 207.64 人)		
公 営 会 計 業 部 等 門	診療所	24	23	1	自己都合退職に伴う欠員補充 派遣終了に伴う減員	
	国保	1	1	0		
	介護	1	1	0		
	その他		1	-1		
小 計	26	26	0			
合 計		83	81	2	<参考> 人口10,000人当たり職員数 588.65 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	6人	10人	7人	9人	9人	6人	9人	12人	9人	3人	83人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門 \ 区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	46	48	48	44	46	48	2 (104.3%)
教育	10	9	9	9	9	9	-1 (90.0%)
普通会計計	56	57	57	53	55	57	1 (101.8%)
公営企業会計計	26	27	26	26	26	26	0 (100.0%)
総合計	82	84	83	79	81	83	1 (101.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門職員数です。

7 公営企業職員の状況

地方公営企業法を全部適用する公営企業はありません。